

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第十五条第一項中「小学校」の下に「又はこれに準ずる学校」を加える。

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「大学」の下に「又はこれに準ずる学校」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

第十二条第一項第九号中「又は中学校若しくは高等学校の生徒」を「、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

別表第一小学校児童及び中学校生徒の項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表高等学校生徒の項中「高等学校生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加え、同表大学生の項中「大学生」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第三条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「又は中学校の生徒」を「、中学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同条第三号中「又は中学校若しくは高等学校の生徒」を「、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

第十四条第一項第六号中「大学」の下に「又はこれに準ずる学校」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者

第十四条第二項第五号を次のように改める。

五 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

別表第一大学生の項中「大学生」の下に「及びこれに準ずる者」を加え、同表その他一五歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）の項中「及び高等学校の生徒」を「又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者」に改める。

（広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

（広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正）

第五条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第六条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五号中「、幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別表第二公園センターの項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表備考一中「小学校就学前」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「、幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「、幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別表第二の第一号の表宿泊所の項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表備考一中「小学校就学前」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

別表第二の第二号の表アスレチックコースの項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

(広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正)

第九条 広島県立県民の浜設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「、幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別表第二宿泊研修所の項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改め、同表備考一中「小学校就学前」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「、幼稚園園児」を「又は幼稚園園児」に、「又は高等学校生徒」を「、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者」に改める。

別表第二日本庭園の項及び別表第三多目的ホール棟の項中「及び中学校生徒」を「、中学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部改正）

第十一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六号中「小学校教育」を「小学校及び義務教育学校における教育」に改める。

（広島県がん対策推進条例の一部改正）

第十二条 広島県がん対策推進条例（平成二十七年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表一の項及び四の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の一部改正）

第十三条 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき（大会議室等を利用する場合に限る。）。

（広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第十四条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例（平成四年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該

幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

（広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正）

第十五条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号を次のように改める。

五 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき（スポーツ交流センターを貸切りで利用する場合に限る。）。

別表第二の第一号の表中「及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）生徒」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第十六条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号を次のように改める。

四 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が会議室等を利用するとき。

（広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正）

第十七条 広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

（広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第十八条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

二 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

（広島県都市公園条例の一部改正）

第十九条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八号を次のように改める。

八 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

第十八条第十号中「又は中学校生徒」を「、中学校生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

別表第一の三の表小学校児童、中学校生徒及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）生徒の部中「及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）生徒」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

別表第一の四から六までの表並びに別表第二の一、二、五、六及び九の表中「及び高等学校生徒」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

（広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正）

第二十条 広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「、幼稚園及び小学校」を「並びに幼稚園、小学校及びこれらに準ずる学校」に改める。

（広島県立歴史民俗資料館設置条例の一部改正）

第二十一条 広島県立歴史民俗資料館設置条例（昭和五十四年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表大学生の項中「大学生」の下に「及びこれに準ずる者」を加え、同表その他満一五歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）の項中「及び高等学校の生徒」を「又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者」に改める。

（広島県立歴史博物館設置条例の一部改正）

第二十二條 広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の1の表中「大学生」の下に「及びこれに準ずる者」を加え、同表備考中「及び高等学校の生徒」を「又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者」に改める。

（広島県総合グランド設置及び管理条例の一部改正）

第二十三條 広島県総合グランド設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号を次のように改める。

七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

別表第一備考二中「又は中学校若しくは高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒」を「、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

別表第四備考二及び別表第六備考二中「又は中学校若しくは高等学校の生徒」を「、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改める。

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第二十四條 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号を次のように改める。

七 幼保連携型認定こども園又は幼稚園、小学校、中学校若しくはこれらに準ずる学校の校長（幼保連携型認定こども園及び幼稚園にあつては、園長）が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園の幼児又は当該幼稚園の幼児、当該小学校の児童、当該中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者が利用するとき。

別表第一備考三中「及び高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）生徒

」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

別表第三から別表第五までの表中「及び高等学校生徒」を「、高等学校生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。